

東京都公報

発行
東京都

目次

43

規則

- 東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則…（総務局総務部総務課）…
- 東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則…（総務局総合防災部防災対策課）…
- 東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則…（港湾局臨海開発部誘致促進課）…

規則（人）

- 労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則…
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…

規程（文）

- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…
- 東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…
- 東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程…
- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程…
- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程…
- 東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…

正する規程…

訓令（議）

- 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正…

規則

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十二号

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則
 東京都本庁舎防火・防災管理規則（昭和四十一年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十三号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表政策企画局（政策企画局長）の項第二号中「大使館」を「在京大使館」に改め、同表青少年・治安対策本部（青少年・治安対策本部長）の項中「青少年・治安対策本部（青少年・治安対策本部長）」を「都民安全推進本部（都民安全推進本部

長)に改め、同項の次に次のように加える。

戦略政策情報推進本部(戦略政策情報推進本部長)

一 基盤システムの維持に関すること。

二 災害時における他の局の応援に関すること。

第八条第一項の表生活文化局(生活文化局長)の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。

第八条第一項の表都市整備局(都市整備局長)の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

住宅政策本部(住宅政策本部長)

一 住宅の復興計画の策定に関すること。

二 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。

三 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。

四 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。

第八条第一項の表警視庁(副総監)の項第一号中「(他の局に属するものを除く。)」を削り、同項第二号中「救出」を「救出救助」に改め、同項第三号中「行方不明者の」を「行方不明者等の捜索及び」に改め、同項第四号中「(検視)」を「等及び検視」に改め、同項第五号中「災害時における」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。

第八条第一項の表警視庁(副総監)の項に次の一号を加える。

七 公共の安全と秩序の維持に関すること。

第八条第一項の表建設局(建設局長)の項第一号中「海岸堤」を「海岸保全施設」に改め、「保全」の下に「及び復旧」を加え、同項第二号中「砂防、高潮防衛及び排水場施設」を「砂防関係施設、高潮防衛施設及び排水機場」に改め、「保全」の下に「及び復旧」を加え、同項第三号中「保全」の下に「及び復旧」を加え、同項第七号中「保全」の下に「復旧」を加え、同表港湾局(港湾局長)の項第一号中「海岸保全施設等」を「海岸保全施設、漁港施設及び空港施設」に改め、同表交通局(交通局長)の項

第二号中「地下高速電車」の下に「日暮里・舎人ライナー」を加え、同表下水道局(下水道局長)の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十四号

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発規則(平成十三年東京都規則第八十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「二十九円」を「三十四円」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに貸し付けた貸付期間が一月未満の一時貸付けに係る貸付料については、なお従前の例による。

規則(人)

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則(平成二十三年東京都人事委員

会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の部(二)の項中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部」に改め、戦略政策情報推進本部」

同部(六)の項中「東京都多摩建築指導事務所」「住宅政策本部」を「東京都各住宅建設事務所」に改める。東京都各住宅建設事務所」「東京都多摩建築指導事務所」

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部・戦略政策情報推進本部・住宅政策本部」に改め、「課長代理(秘書事務担当)」の下に「・課長代理(栄典担当)」を加え、「監理団体指導課課長代理(監理団体総括担当)及び課長代理(監理団体担当)」を「グループ経営戦略課課長代理(団体総括担当)及び課長代理(団体担当)」に、「都市整備局総務部職員課」を「都市整備局総務部総務課」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第十五号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(年次有給休暇の時季指定)

第十三条の三 所属長は、年次有給休暇(一の年において付与された年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この条において同じ。)の日数のうち五日については、一の年(年の途中で年次有給休暇が付与された場合は、当該付与日から一年以内)において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合(前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。)においては、当該年次有給休暇の日数(当該日数が五日を超える場合には、五日とする。)分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

別表第一車両電気部の部電気総合管理所の項を次のように改める。

電気総合管理所	所長、課長代理(設計調整総括担当、設計調整担当及び区長)、設計調整総括担当の職員、庶務担当職員及び所属長が指定する職員	普通勤務イ	普通勤務口
	電力指令区及び信号通信指令区の職員(課長代理(区長)、庶務担当職員及び所属長が指定する職員を除く。)	交替勤務口	普通勤務口

その他の職員	普通勤務口	交替勤務口
--------	-------	-------

附則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十三条第四項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日後の最初の年次有給休暇の付与日が平成三十二年一月一日である職員に係る年次有給休暇については、当該付与日の前日までの間は、なお従前の例による。

●交通局規程第十六号

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

- 5 所属長は、年次有給休暇(一会計年度において付与された年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の日数のうち五日については、一会計年度(年度の途中で年次有給休暇が付与された場合は、当該付与日から一年以内)において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合(前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。)においては、当該年次有給休暇の日数(当該日数が五日を超える場合には、五日とする。)分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程(昭和六十一年交通局規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「~~老人控除控除額~~」及び「~~老人控除控除額~~」を「70歳以上〇回(〇回)に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程別記第三号様式の規定は、平成三十一年六月以後の月の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成について適用し、同年五月以前の月の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●交通局規程第十八号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程(昭和三十年交通局規程第十一号)の一部を次のように改

正する。

第六十四条の四の次に次の一条を加える。

(口座振替の方法により概算で支給する旅費の支払)

第六十四条の五 第六十四条の二第一項及び第六十四条の三第一項第四号の規定にかかわらず、職員から申出があつたときは、口座振替の方法により旅費の概算払をするこ
とができる。

第六十五条中「概算払を受けた者」を「各課長」に、「その」を「概算払の」に改め
る。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(口座振替の方法により概算で支給する旅費の精算)

第六十五条の二 前条の規定にかかわらず、第六十四条の五の規定により口座振替の方
法により概算で支給する旅費の精算は、次に掲げるところによらなければならない。

一 職員部労働課長は、概算払を受けた者に、当該概算払の計算の基礎を明らかにし
た精算書を作成させ、その用件終了後五日以内に資産運用部長に提出しなければな
らない。ただし、外国旅行以外に係る旅費の場合であつて、精算において追給又は
返納を要しないときは、当該精算書の作成及び資産運用部長への提出は省略するも
のとする。

二 職員部労働課長は、前号の精算書を提出するときは第六十二条の二第一項に規定
する領収書又は支払計算書を添付すること。

三 職員部労働課長は、第一号の精算書を提出するときは、同時に支払の内容及び経
過を明らかにした決定文書その他の関係書類を添付すること。

四 概算払を受けた者は、精算残金がある場合は、納入通知書により、出納取扱金融
機関、収納取扱金融機関又はその他局長が指定する金融機関の店舗に返納し、その
領収書を精算書に添付すること。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程(昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条の表総務部の部企画調整課の項中第二号を削り、第三号から第六号までを一号
ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 区部・多摩徴収システムの統合に関すること。

第三条の表職員部の部人事課の項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加
える。

三 第三者コンプライアンス委員会に関すること。

四 コンプライアンス強化策の推進に関すること。

第三条の表サービス推進部の部サービス推進課の項中「広聴」を「広聴の企画、調査、
調整及び推進」に改める。

「プロジェクト推進課長

別表二総務部の項中 国際施策推進担当課長 を 情報化推進担当課長 に改
情報化推進担当課長 徴収業務改善推進専門課長

め、同項の次に次のように加える。

職員部
コンプライアンス監理担当課長

別表二サービス推進部の項を削り、同表浄水部の項中「工業用水道担当課長」を「工
業用水道担当課長

業用水道事業調整担当課長」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十五号

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の二項を加える。

5 所属長は、年次有給休暇（一会計年度において付与された年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち五日については、一会計年度（年度の途中で年次有給休暇が付与された場合は、当該付与日から一年以内）において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合（前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議長 東京 都 議 会 議 会 局

東京都議会議長訓令第五号の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

第七条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会議長 東京 都 議 会 議 会 局

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

第三条に次の二項を加える。

2 議長は、年次有給休暇（議長が付与する年次有給休暇の日数が十日以上である単純労務職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち五日については、一の年（年の途中で年次有給休暇を付与した場合は、当該付与日から一年以内）において、単純労務職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、単純労務職員が年次有給休暇を取得した場合（前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附 則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日後の最初の年次有給休暇の付与日が平成三十二年一月一日である単純労務職員に係る年次有給休暇については、当該付与日の前日までの間は、なお従前の例による。

行 東 京 都 議 会 議 会 局
電 話 〇三(五三三二)一一一一(代)

都 郵 便 番 号
163-8001

定 価 本 号 三〇円
一 箇 月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
電 話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵 便 番 号
113-0001